

前橋市サービス付き高齢者向け住宅定期報告実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第24条、平成24年4月10日付け国住心第19号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知及び平成24年4月19日付け老高発第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について」の1の(1)ア)の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ付き住宅」という。）の登録事業者に対する定期報告を求めるに当たり、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 定期報告は、サ付き住宅の登録事項の状態を継続的に把握するために、必要な報告を定期的に求め、サ付き住宅の適正な運営及びサービスの質の確保を図ることを目的とする。

(実施方法)

第3条 定期報告は、居住の用に供したサ付き住宅について、登録年度の翌年度から毎年度1回、登録事業者に対して求める。報告期間は、毎年度7月1日から15日までとし、登録事業者が作成し報告を行う。

(必要書類及び提出先)

第4条 定期報告の必要書類は、次のとおりとし、建築住宅課に提出する。

- (1) 定期報告書（別記様式第1号）
- (2) 報告年度の7月分の職員勤務形態一覧表（サ付き住宅事業開始報告書に添付した職員勤務形態一覧表の様式を基本とする。）及び兼務先居宅サービス事業所の職員勤務形態一覧表
- (3) 報告年度の7月1日現在におけるサ付き住宅職員名簿
- (4) 報告年度の7月1日現在におけるサ付き住宅職員全員分の資格証明書の写し
- (5) 報告年度の7月1日現在におけるサ付き住宅入居者名簿（少なくとも入居者の住戸番号・年齢又は生年月日・要支援要介護度・単身入居の住戸以外の住戸における入居者にあっては続柄を表記する。）
- (6) 直近1年分の決算報告書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）
- (7) 別途定める自主点検表
- (8) 報告年度の7月1日現在における重要事項説明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。ただし、前項第8号に規程する書類は、電子ファイルでの提出とする。

(指示)

第5条 市長は、前条第1項に規定する必要書類の内容を確認し、法に違反している場合は、その是正のために必要な指示を行う。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めがない事項については、必要に応じて市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。